

第 1 号議案

連合島根 2023 年度活動計画（案）

I. はじめに

連合は、第 17 期運動方針にもとづく活動を進めてきたが、前半年度では、長引くコロナ禍も踏まえた経済・雇用・生活対策、多様な雇用・就労形態で働く人々とのつながり構築、ジェンダー平等・多様性の推進、そして連合運動を再構築し実践するための基盤強化に向けた 4 つの改革パッケージ（①運動領域と重点化、②組織体制・運営、③人財の確保と育成、④財政）の実践などに取り組んできた。

後半年度においては、これら直面する課題の克服や基盤強化の取り組みを一層深化させるとともに、高まる世界情勢不安や地政学的リスクの増大に立ち向かっていくため、世界の働く仲間との国際連帯をさらに強固なものとしていくことが求められている。

II. 取り巻く情勢と運動の視座

コロナ禍による社会・経済活動の制約が長引く中、ロシアのウクライナ侵攻で拍車がかかる資源・エネルギー価格の上昇、諸外国との金融政策の差などによる円安が国民生活にさらなる影響を及ぼしている。とりわけ、中小企業で働く人、パート・有期・派遣契約で働く人、フリーランス、「曖昧な雇用」で働く人、そして女性、外国人など、多くの働く仲間が雇用と生活に大きな打撃を受けており、さらなる格差と貧困の広がりが懸念される。

コロナ禍や国際情勢の変化が従来から続く雇用・生活・経済の構造的課題を浮き彫りにしている。今こそ、持続可能性と包摂を基底に置いた連合ビジョン「働くことを軸とする安心社会—まもる・つなぐ・創り出す—」が持つ意義を改めて確認し、構成組織・地方連合会が一体となり、その実現に向けて組織内外へ広がりのある運動を展開する必要がある。そのためにも、組合員はもとより、この国で働きくらしていくうえで様々な困難を抱える人々に連合の取り組みを分かりやすく伝えることで、連合の社会的役割に理解と共感を得ていくことが重要である。こうした観点をはじめとして、今期運動方針の取り組みを補強・推進していく。

後半年度は、円安や輸入物価の上昇など、これまでとは異なる局面にある中でも、すべての働く仲間の雇用とくらしをまもるべく取り組みを展開する。集团的労使関係の輪を広げるための組織拡大の取り組み、就労形態を問わず連合とのつながりを深める運動を進めると同時に、持続的な「人への投資」と賃上げ・格差是正、雇用と生活のセーフティネット強化、ジェンダー平等・多様性の推進など政策・制度実現の取り組みに注力する。DX（デジタルトランスフォーメーション）やGX（グリーントランスフォーメーション）における「公正な移行」の実現に向けて取り組む。ウクライナ侵攻やミャンマー情勢など平和・人権尊重に挑戦する理不尽な行為を許さず、国際労働運動と連携して自由・人権が保障された平和で民主的な社会の必要性を発信していく。地域における政策実現力の強化、働く者・生活者の立場に立つ政治勢力拡大の足がかりとして、2023 年の統一地方選挙をはじめ各種選挙に取り組む。2023 年の G7 開催国ナショナルセンターとして、ディーセント・ワークと持続可能な世界の実現に向けて L7 サミットなどを通じた政策の発信・反映をはかる。

Ⅲ. 運動基盤の強化に向けて

第 17 期は、3 期 6 年で取り組む「4 つの改革パッケージ」実行・検証サイクルの中間期として、新たな運動スタイルの構築と改革パッケージの実践を運動の両輪として取り組みを展開する期間にあたる。その中で第 17 期の後半年度は、中央会費制度の導入に伴う課題の整理、運動を支える人財の確保・育成などについての対応を着実に推進し、来期における連合ビジョンの点検と改革パッケージの検証につなげていく。

この間、長期化するコロナ禍の中で、変化に対応したコミュニケーションの多様化に取り組み、経験と課題が蓄積されつつある。構成組織・地方連合会・連合本部の連携強化、すべての働く仲間の「必ずそばにいる存在」としての連合運動に対する組織内外からの幅広い理解・共感・参加を広げていくため、引き続き新たな運動スタイルの実践を含めコミュニケーション活性化を追求していく。同時に「ジェンダー平等推進計画」フェーズ 1 の実践を通じ、ジェンダー平等の視点を連合運動のあらゆる側面に反映し、さらなる運動の活性化をはかる。

Ⅳ. 2023 年度の具体的な活動計画

次頁以降に記載。

【重点分野－１】

すべての働く仲間をまもり、つなぐための集团的労使関係の追求と、社会に広がりのある運動の推進

1. 2022 年度の取り組みで実施・達成された内容

- (1) 労使協定締結や過半数代表制運用の適正化の重要性を全国社会保険労務士会連合会などと連携し組織内外に発信するとともに、構成組織・地方連合会と連携し職場点検活動を実施した。
- (2) 労使協定締結や過半数代表制運用の適正化に向けたリーフレットを活用した職場点検活動の実施状況の把握とともに、集团的労使関係の拡充・強化に向けた対応策を実施した。
- (3) 「曖昧な雇用」で働く者の法的保護の拡充に向けた政府・政党への要請を実施するとともに、労災保険特別加入制度の対象拡大に向けて取り組んだ。
- (4) 全ベルコ労組裁判闘争は札幌高裁および中央労働委員会で和解が成立した。
- (5) 連合ネットワーク会員は着実に増え、Wor-Q サイト等を通じてフリーランスの様々な声を集約した。
- (6) 課題可視化のため 2022 年 4 月を「フリーランス月間」とし取り組みを強化した。
- (7) 「地域ゼネラル連合（仮称）」創設に向けた P T を設置し、課題について意見交換を行い、「地域ユニオン」を軸に「地域ゼネラル連合（仮称）」を構成する内容で答申を策定した。
- (8) ブロック・地方連合会オルガナイザーを段階的に配置した。
- (9) 構成組織オルガナイザー意見交換会で組織化に関する情報を相互共有した。
- (10) オルガナイザー研修として、地方連合会オルガナイザー基礎研修、ステップアップ研修、組合づくり相談員基礎研修を実施した。
- (11) 「組織化の手引き」を作成し、構成組織や地方連合会の研修会等で説明した。
- (12) 「連合プラットフォーム（笑顔と元気のプラットフォーム）」を活用し、経営諸団体と懇談会を開催した。
- (13) 「若者とともに進める参加型運動の考え方」を整理した。
- (14) 「05（れんごう）の日」に連合全体が一体となり、運動を展開した。
- (15) 組織内外への発信力強化に向けて、オンラインツールを積極的に活用した。

2. 残された課題

- (1) 過半数代表制運用の適正化の徹底および規定の厳格化に向けた取り組み
- (2) 労働協約の拡張適用に関する構成組織等との連携
- (3) 「労働者」概念の見直し・労災保険特別加入制度の拡張
- (4) 「曖昧な雇用」で働く仲間への組織化につながる支援のあり方を検討
- (5) 連合ネットワーク会員および共済加入者増加のための取り組み強化
- (6) 各種業界団体との連携強化をはかり、より多くのフリーランスの声を集め課題解決のために何をすべきか具体的な検討を実施
- (7) 「地域ゼネラル連合（仮称）」創設に向けた P T の答申を受けて、魅力ある活動を展開するための具体的な方針策定
- (8) 「組織拡大プラン 2030」のさらなる徹底をはかるための、連合本部・構成組織・地方連合会との連携強化

- (9) 経営者団体・業界団体との連携、大手未組織企業への組織化の着手
- (10) 次なるオルガナイザー発掘のため、構成組織・地方連合会との連携を通じたオルガナイザー体制基盤の強化
- (11) 特徴ある「笑顔と元気のプラットフォーム」の取り組み好事例の共有化を広げるために、学習会の開催や広報活動の取り組み
- (12) 社会的ニーズをとらえた参加型運動の構築と世論形成
- (13) 「05（れんごう）の日」の行動の組織内外への広がり・深化
- (14) オンラインを活用した効果的な発信力・拡散力の強化

2023 年度活動計画（案）

1. 多様な就労者を含めた集团的労使関係の構築・強化

- (1) すべての職場における集团的労使関係の構築に向け、構成組織・地方連合との連携のもと、労使協定締結や過半数代表制の適正運用の徹底に向けた職場点検活動の展開および組織化・組織強化につなげるとともに、現行の過半数代表制の規定の厳格化に向けて取り組む。
- (2) 労働協約の拡張適用に関する事例の共有や学習会を行うとともに、引き続き構成組織・地方連合会と連携の上、課題を整理し、労働協約の拡張適用に取り組む。
- (3) 連合の「『曖昧な雇用』で働く就業者の法的保護に対する連合の考え方」を基本に、政府・政党への要請活動等を通じて、社会的セーフティネットの強化や「労働者」概念の見直しなどに取り組む。

2. 働く仲間をつなぎ支える取り組みの推進と新たな課題への対応

- (1) フリーランスの課題解決に向け、フリーランス月間をはじめ様々な機会を設け、現場の生の声を集める。また、組織内外の多様なメンバーによる「Wor-Q アドバイザリーボード（仮称）」を新設し、これまで築いてきたつながりをさらに深め、政策策定に結び付けることができる新たな運動の仕組みを構築し、フリーランスを取り巻く環境改善に、積極的に取り組む。
- (2) 「地域ゼネラル連合（仮称）」創設に向けたPTの答申を踏まえ、具体的な取り組みを提案していく。

3. 「連合組織拡大プラン 2030」の実現に向けた拡大目標の必達と基盤強化

- (1) 連合本部・構成組織・地方連合会は組織拡大に徹底的にこだわる。そのため、構成組織・地方連合会は「組織拡大目標の再設定」（2022 年 10 月から 2025 年 9 月までの 3 年間）を行い目標必達に向けて、パート・有期契約・再雇用労働者、子会社・関連会社、中小・地場企業などの組織化に全力で取り組む。
- (2) 組織強化を通じた組合員の減少に歯止めをかける取り組みを推進する。そのため、構成組織は組織内のコミュニケーションを強化し、組合員の減少を未然に防ぐとともに、連合本部は取り組み事例の集約と共有などの支援を行う。
- (3) 中央オルガナイザーを中心に、構成組織の現状を踏まえ、特に体制強化が困難な組織に対する連携を強める。また、経営者団体・業界団体などとの連携をはかり、労使関係づくりの環境整備や大手未組織企業の組織化などに着手する。また、「曖昧な雇用」で働く仲間への組織化につながる支援のあり方を検討する。

- (4) 地方ブロック連絡会・地方連合会との連携を強化し、地方ブロック・地方連合会オルガナイザーの配置を進め、地方構成組織、地域協議会とも連携し、中小・地場企業などとの関係構築や組織化に取り組む。また、構成組織はオルガナイザーの配置を含む体制強化をはかる。連合本部として、ブロック単位での研修会の開催や組織拡大担当者への研修会など、ジェンダーバランスも踏まえ、幅広い人材育成につなげる。
- (5) 連合島根は、連合島根組織拡大推進委員会において決定済みの「組織化対象重点組織」の組織化を視野に、連合本部・構成組織との連携を図りながら組織拡大の取り組みを進める。安来地区の運動整備と同時に、連合未加盟組織との連携を行い円満な組織化の推進を図る。また、中国ブロックに配置予定のオルガナイザーとの連携を強化し組織拡大に努める。

4. 連合プラットフォーム（愛称：笑顔と元気のプラットフォーム）を活用した中小企業・地域の活性化に向けた取り組み

- (1) 笑顔と元気のプラットフォームを活用し、中小企業の経営基盤強化と地域活性化を進めるとともに、中小企業振興基本条例の制定に向けた取り組みを行う。
- (2) 中小企業を支える経営諸団体と日常的な連携を深め、情報を共有するとともに、労使が抱える共通の課題などへの対策について取り組みを進める。
- (3) 2021年4月からスタートさせた島根県立大学との共同事業を推進するとともに、成果発表や学生との意見交換、地域の様々な機関と連携できるフォーラム等の開催を行う。2021年度実施の企業・学生アンケートを基にした意見交換会を学生と実施してきた。今後の展開に対し都度の連携と意見反映を試みる。

5. 新たな社会運動の模索による世論形成・政策実現と、すべての働く仲間とともに「必ずそばにいる存在」となる運動の構築

- (1) 「連合アクション」では、「若者とともに進める参加型運動の考え方」などを踏まえ、具体的手法も含めて社会的ニーズをとらえた運動の検討・構築を行い、すべての働く仲間や生活者をつながる、開かれた運動を展開する。
- (2) 連合本部・構成組織・地方連合会が一体となり、「05(れんごう)の日の行動」におけるオール連合型運動の広がり・深化をはかる。また、発信ツールの特徴と目的を踏まえた効果的な発信を行う。
- (3) すべての働く仲間や生活者の労働運動への「理解・共感・参加」をめざし、労働組合のイメージアップに向けた検討を進める。
- (4) 連合島根は、労働組合の社会的認知と信頼を得られる存在となるため、また、なくてはならない地域から求められる存在となるべく、基礎自治体の会議体への参画や、経営者団体との連携に努め活動を推進する。

【重点分野－２】

安心社会とディーセント・ワークをまもり、創り出す運動の推進

1. 2022 年度取り組みで実施・達成された内容

- (1) 「2022 年度 連合の重点政策」を策定し、連合フォーラム議員説明会や首相官邸、省庁、政党への要請行動を実施した。
- (2) 連合の考える税制改正のあり方および国民生活を守るセーフティネットや公正・公平な社会基盤構築としてのマイナンバー制度の普及をはかるため「連合税制・マイナンバーセミナー」を開催した。
- (3) 2022 年度予算案に関する財政審での意見反映や政党・財務省等への要請の結果、教科担任制の導入への対応による教員定数の増員（1,030 人）、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員が盛り込まれた。
- (4) 医療・介護・保育等労働者の新たな処遇改善措置が関係審議会で議論され、2022 年 2 月より実施された。
- (5) 2022 年度診療報酬改定で、入院・外来医療の機能分化・連携やオンライン診療の推進、不妊治療の保険適用、ヤングケアラー支援などが盛り込まれた。
- (6) 子ども関連法案の国会審議を通じて、子どもの最善の利益を優先することが明文化されたほか、児童相談所の体制強化などが附帯決議に盛り込まれた。
- (7) 政党・省庁への要請の結果、生活に困窮する世帯への緊急小口資金等の特例貸付や住居確保給付金の申請期限が延長された。
- (8) 経済安全保障法制に対する連合の考え方を取りまとめ、連合フォーラム議員と連携をはかり、国会審議において働く者の意見反映に努め、「基本方針などの取りまとめにあたって、関係者の意見聴取を行うこと」などの附帯決議につながった。
- (9) 政府「クリーンエネルギー戦略」の策定と連動する「炭素中立型社会の経済社会変革」（中央環境審など）の議論に参画し、「人材育成」「公正な移行」に関わる意見が反映された。また、GXの進展にかかる影響と課題の抽出に向けて、18 構成組織にヒアリングを実施した。
- (10) コロナ禍の雇用維持に向けた雇用調整助成金の特例措置と休業支援金の継続および産業雇用安定助成金の拡充による在籍出向の活用につなげた。
- (11) 人材開発推進に向けた「職場における学び・学び直し推進ガイドライン」策定に対応した。
- (12) 募集情報等提供事業者を職業安定法の適用対象とするとともに、募集情報の的確表示、苦情処理体制の整備および個人情報保護等が義務づけられた。
- (13) 「働き方改革」関連法の職場定着に向けた取り組みを支援した。
- (14) 2022 春季生活闘争は、コロナ禍やロシアのウクライナ侵攻の影響による燃料・資材価格高騰等の中での取り組みとなったが、中長期的視点を持って「人への投資」と月例賃金にこだわって取り組んだ結果、中小組合含め多くの組合が賃金改善分を獲得した。
- (15) 中小企業振興基本条例制定に向けたシンポジウムを開催した。
- (16) 中央最低賃金審議会における 2022 年度地域別最低賃金額改定目安審議では「人への投資」の必要性、春季生活闘争で実現した賃上げの広がりや底上げの流れの波及、急激な物価上昇を踏まえた引き上げを主張し、A・Bランク 31 円、C・Dランク 30 円の目安をまとめた。地方審議では、22 道県で目安を上回る引き上

げとなり、全国加重平均は 961 円（前年度比 31 円増）・引き上げ率 3.33%となった。最高額（1,072 円）に対する最低額（853 円）の額差も 2 円改善した（いずれも連合試算）。

2. 残された課題

- (1) 「2023 年度 連合の重点政策」の検討および政策実現に向けた取り組み
- (2) 所得再分配機能の強化、「給付付き税額控除」の仕組みの構築、自動車関係諸税の軽減・簡素化など、税制の抜本改革に向けた取り組み
- (3) 医療・介護・保育等労働者のさらなる処遇と勤務環境の改善による人材確保
- (4) 地域医療構想の再検討や地域偏在の是正など医療提供体制の抜本改革
- (5) 保育士等の配置基準の見直しなど保育の質の向上と潜在的待機児童を含む待機児童問題の解消、および保育サービスの整備に必要な財源の確保
- (6) 生活困窮者やヤングケアラーなど多様で複合的な課題を抱える人や世帯の生活を支える制度の整備
- (7) 経済安全保障法制の基本的考え方や省令指針に働く者の意見を反映させる取り組み
- (8) カーボンニュートラル実現に向けた対応について、政府の「GX 実行会議」へ参画するとともに「公正な移行」の具体化に向けて、18 構成組織へのヒアリング等も参考に産業や働く者への影響と課題を抽出し、対策の必要性を検討
- (9) 雇用の安定および処遇改善の視点に立った無期転換ルール等の見直しの取り組み
- (10) 長時間労働の是正や健康障害防止の視点に立った労働時間制度見直しの取り組み
- (11) 解雇の金銭解決制度の導入阻止に向けた取り組み
- (12) 障害者雇用促進法改正の取り組み
- (13) 安全衛生取り組み指針策定や安全衛生調査の実施分析による安全で安心して働ける環境整備の取り組み
- (14) 時間外労働の割増賃金率の中小企業への猶予措置廃止の徹底など、「働き方改革」関連法の職場定着に向けた取り組み支援
- (15) 2022 春季生活闘争の「評価と課題」を踏まえ、2023 春季生活闘争を推進
- (16) 中小企業振興基本条例が未制定の基礎自治体に対する条例制定に向けた、地方ブロックでの事例報告会や学習会などの取り組み
- (17) 「豊かな生活時間の確保とあるべき労働時間の実現」に向けた取り組み
- (18) 地域別最低賃金の「誰もが時給 1,000 円」到達に向け前進をはかるとともに、特定（産業別）最低賃金の枠組み堅持と水準の引き上げ、新設に向けた取り組み

2023 年度活動計画（案）

1. 「連合の重点政策」の策定と実現に向けた取り組み

- (1) 「2023 年度 連合の重点政策」について検討する。
- (2) 政策実現に向けて、要請行動や連合フォーラム議員と連携した国会对応などの取り組みに加えて、SNS などを通じた世論喚起に取り組む。

2. 2035 年を見据えた社会保障・教育と税制の一体改革に向けた取り組み

- (1) 2023 年度税制改正や政府税制調査会中期答申などを見据え、所得再分配機能の強化や低所得者支援の充実など、わが国が直面する課題を踏まえた税制の抜本改革に向けて取り組む。
- (2) 行政や社会のデジタル化や社会的セーフティネット構築の基盤となるマイナンバー制度について、個人情報保護体制への不安や誤解を払拭するとともに、制度の理解促進に向けた取り組みを推進する。
- (3) すべての世代が安心できる社会保障制度の確立に向け取り組みを推進する。
 - ・医療・介護・保育等で働くすべての労働者のさらなる処遇・労働条件改善と人材確保を進めるなど、提供体制の強化に向けた取り組みを推進する。
 - ・財源確保を含め、誰もが安心して子育てできるよう制度の充実と保育の質の向上に向けた取り組みを推進する。
 - ・社会保険のさらなる適用拡大や、基礎年金の給付水準底上げおよび財政基盤の強化に向けた取り組みを推進する。さらに、働き方に中立的な社会保険制度等の確立に向け検討を進める。
- (4) 多様で複合的な課題を抱える人・世帯の生活を支える制度の整備に向けて、生活困窮者自立支援制度の充実と実施体制の強化や住まいの確保、ヤングケアラーへの支援強化などに向けた取り組みを推進する。
- (5) 教育の質的向上に向けた取り組みを促進する。とりわけ、文部科学省による教員勤務実態調査を踏まえて、給特法の再度の見直しも視野に、学校の働き方改革への対応をはかる。

3. 持続可能で包摂的な社会を実現するための経済・社会・環境課題の統合的解決に向けた取り組みの推進

- (1) 第 208 通常国会で成立（5 月 11 日）した経済安全保障法制の基本的考え方や省令指針に労働組合の考え方を反映させる。
- (2) DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展への対応、ならびにカーボンニュートラルの実現に向け、DXおよびGX（グリーントランスフォーメーション）を「公正な移行」とするため、国民生活や産業・雇用、資源・エネルギーなどへの影響や課題を抽出し、対策について検討する。また、政府の「GX実行会議」において、産業構造変換に伴う「公正な移行」の実現に向けて、意見反映を行う。
- (3) 「連合の森」を活用した活動や「ノーマイカーデー」、「自然環境保全運動（列島クリーンキャンペーン月間の取り組み）」を引き続き推進する。また、地域協議会においては、地域の環境問題に積極的に取り組む。
環境保全と NPO 団体支援事業（障がい者就労支援）として、連合島根「リ・ブック」の取り組みを引き続き展開し拡大を図る。
- (4) 「食とみどり・水を守る島根県労農県民会議」～「フォーラムしまね」から受け継いだアフリカ支援米の取り組みを継続し、食の安全や地産地消、農業体験等の要素を踏まえたボランティア活動としていく。
- (5) コロナ禍で開催できなかった「地SUN地SHOW祭り」の開催に向け工夫を凝らした企画と実施をしていく。

4. すべての働く仲間のディーセント・ワーク実現に向けた雇用・労働政策の推進

- (1) コロナ禍の感染拡大状況や雇用情勢を注視しつつ、産業毎の状況を踏まえた、雇用調整助成金の休業制度および産業雇用安定助成金による在籍出向の活用等につながる取り組みを推進する。また、地域の産業・雇用を維持する観点から、雇用創出事業とマッチングの強化を求める。
- (2) 法改正などについては、重点政策を踏まえ以下の通り対応をはかる。
 - ・無期転換ルールの見直しや労働契約関係の明確化について、運用実態を踏まえ、雇用の安定や公正な処遇の実現に資する見直しとなるよう取り組む
 - ・労働時間制度の見直しにおいて、企画業務型裁量労働制の対象業務の安易な拡大は、長時間労働を生み出す恐れがあるため、認めない姿勢で対応する。
 - ・障害者雇用促進法の改正を通じた障がい者の働く環境整備と、治療と仕事の両立支援の充実に向けた働きかけを推進する。
 - ・外国人技能実習制度と特定技能制度の見直しが予定されていることを踏まえ、外国人労働者の権利保護に向け、総合的な議論を求める。また、外国人技能実習法にもとづく制度の厳格な運用を求めるとともに、特定技能制度においては、受け入れ状況などを把握し、安易な受入れ分野の拡大は認めない。
 - ・事業再編における事前協議の義務づけ、倒産時の労働債権の優先順位引き上げなど、雇用の安定や労働債権確保につながるよう取り組むとともに、職場点検活動を推進する。
- (3) 「働き方改革関連法」定着に向け、Action!36 の取り組みや職場点検活動などを通じ、36 協定の適正化の徹底、時間外労働の割増賃金率の中小企業への猶予措置廃止の徹底および、有期契約労働者等と正規雇用労働者との間の不合理な待遇の是正に向けた労働条件改善の取り組みを推進する。
- (4) 連合労働安全衛生取り組み指針の策定や、労働安全衛生調査の実施分析などを通じ、安全で安心して働くことのできる事業場を実現する。また、個人事業者等を含めた安全衛生対策の取り組みを推進する。
- (5) 不当な解雇を誘発しかねない解雇の金銭解決制度について、構成組織・地方連合会と一体となって取り組み、導入を阻止する。
- (6) 官公部門連絡会および関係団体と連携しコロナ禍の課題を踏まえた、公務職場および教職員の働き方改革を推進する。とりわけ、教職を目指す人材不足の解消のため働き方改革・働く環境の整備に取り組む。
- (7) 連合島根は引き続き県内における「過労死ゼロ」を目指し、「山陰過労死等を考える家族の会」等の関係団体と連携し、シンポジウム等の開催に協力する。

5. 賃金・労働諸条件の向上と地域社会を支える中小企業の基盤強化

- (1) 春季生活闘争や通年の労使協議を通じて、「賃上げ」「すべての労働者の立場にたった働き方の改善」の実現とあらゆる格差（企業規模間、雇用形態間、男女間、地域間）の是正をはかるとともに、労働条件の社会横断化を促進する。
- (2) 中小企業の経営基盤強化と地域社会の活性化をはかるため、働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の実現に向けて「パートナーシップ構築宣言」の推進に取り組むとともに、経営諸団体との連携を強化し、各種フォーラムなどを通じて公契約基本法、公契約条例、中小企業振興基本条例の制定に向けた取り組みを推進する。
- (3) すべての働く仲間が生きがい・働きがいを実感し豊かに働くことのできる社会

- をめざして、「豊かな生活時間の確保とあるべき労働時間の実現」をはかる。
- (4) 最低賃金が社会的セーフティネットとして機能し得るよう、枠組みの維持と労働の対価としてふさわしい水準への引き上げおよび地域間格差の是正に努める。
 - (5) 地域間格差を是正する島根県最賃の取り組みに加え、県内6業種の特定最低賃金の引き上げに努力する。また、企業内最低賃金の締結と現有の協定内容の向上を目指した取り組みを推進する。

6. 連合島根「政策・制度要求と提言」の策定と政策実現

- (1) 県民や勤労者の要望を実現するため、2022～2023 連合島根「政策・制度要求と提言」を基にした県政反映の検証を行う。
知事をはじめ、推薦首長らと連携し、政策懇談会を積極的に実施していく。
- (2) 各地協・地区会議においても、勤労者の地域課題を掘り起こし、各自治体に対する「要求と提言」を提出し、地域における政策実現を図る。
- (3) 分野別の政策課題については連合本部の「2022～2023 年度 政策・制度要求と提言」に掲げる方針を基本に対応を図る。
- (4) 島根原子力発電所2号機の再稼働に関する課題に関しては、引き続き、国や島根県・松江市の対応を見守りつつ、住民目線での安全対策や避難計画等の課題に照らし、執行委員会や政策・制度委員会を通じた対応を図る。

【重点分野－３】

ジェンダー平等をはじめとして、一人ひとりが尊重された「真の多様性」が根付く職場・社会の実現

1. 2022 年度の取り組みで実施・達成された内容

- (1) 学習会、シンポジウムおよび 2022 春季生活闘争や男女平等月間（6 月）などにおいて、あらゆるハラスメント対策や差別禁止の取り組みを行った。
- (2) 連合が求めてきた女性の再婚禁止期間の撤廃などを盛り込んだ「民法（親子法制）の改正に関する要綱案」が取りまとめられた。
- (3) 「ジェンダー平等推進計画」フェーズⅠパンフレットを活用し周知を行った。
- (4) 連合が長年取り組んできた男女間賃金格差の是正について、女性活躍推進法省令改正により、「男女の賃金の差異」の把握と公表が 301 人以上の企業に義務化された。
- (5) 「非正規雇用で働く女性に関する調査 2022」「夫婦別姓と職場の制度に関する調査」を実施し、多くのメディアに掲載された。
- (6) 改正育児・介護休業法の解説スライドと動画を作成し、労働組合の取り組みを促進した。
- (7) 各組織からの「職場から始めよう運動」の取り組み状況報告を活用した組織内における多様な働く仲間の課題解決に向けた活動を展開した。
- (8) 非正規雇用、曖昧な雇用、若年労働、外国人労働など、多様な働く仲間の課題解決に向けた各種団体との連携を推進した。
- (9) 労働相談対応の強化に向けた新労働相談体制（労働相談ダイヤルの集約化）を構築した。
- (10) 労働相談ホットラインの運用と相談分析および情報提供の充実を図った。
- (11) 労働相談自動会話プログラム「ゆにボ」など労働相談窓口の拡充と運用を進めた。

2. 残された課題

- (1) L G B T 差別禁止法の取り組み
- (2) 「性的指向及び性自認（S O G I）に関する差別禁止に向けた取り組みガイドライン」の改訂
- (3) 選択的夫婦別氏制度導入に向けた取り組み
- (4) 民法（親子法制）改正法案の早期成立に向けた取り組み
- (5) 「困窮する女性の支援の強化」の具体化
- (6) 男女間賃金格差の是正
- (7) 「203050」実現に向けたポジティブ・アクションの強化
- (8) ジェンダー主流化の取り組み
- (9) 非正規雇用として働く人の処遇改善につながる具体的なアクション
- (10) 若者との連携を通じたワークルール周知に向けた取り組み
- (11) 新労働相談体制に伴う課題整理と労働相談対応力向上への取り組み
- (12) 労働相談を通じた組織拡大への連携と政策への活用

2023 年度活動計画（案）

1. 性別・年齢・国籍・障がいの有無・就労形態などにかかわらず、やりがいを持って働くことのできる職場・社会の実現

- (1) カスタマー・ハラスメントについて世論喚起を行い、あらゆるハラスメントの根絶に向け国内法のさらなる整備をはかるとともに、ILO条約の批准に向けた取り組みを推進する。
- (2) 「性的指向及び性自認（SOGI）に関する差別禁止に向けた取り組みガイドライン」を改訂するとともに、LGBT差別禁止法の制定に取り組む。
- (3) 選択的夫婦別氏制度の導入に向けた取り組みを強化するとともに、民法（親法制）改正法案の早期成立に向け、関係先に働きかける。性やライフスタイルに中立な税・社会保障制度の確立に向け、具体的な取り組みを検討する。
- (4) 日本で働く外国人労働者・留学生が抱える仕事や暮らし、人権などの諸課題に向き合い、互いに認めあう「共生」に向けた環境整備を推進する。

2. 男女平等参画、ジェンダー平等の推進、均等待遇、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた取り組み

- (1) 「203050」実現に向けたポジティブ・アクション強化のため、クォータ制導入に向けた議論に着手する。
- (2) 「ジェンダー主流化」を推進するため、連合版「ジェンダー監査」（2010年）を改訂する。
- (3) 連合「ジェンダー平等推進計画」フェーズ1の進捗状況を把握・分析し、課題解決に取り組む。
- (4) 「改正女性活躍推進法にもとづく『事業主行動計画』策定等についての取り組みガイドライン」（改訂版）を活用し、男女間賃金格差是正の取り組みを強化する。
- (5) 生理の貧困など、困窮する女性への支援を強化するとともに、男女の更年期、生理休暇などの課題を可視化し、解決に向けた取り組みを進める。ILO第183号条約批准に向け、哺育時間（育児時間）の有給化の取り組みを進める。
- (6) 連合島根「ジェンダー平等推進計画」の推進と達成に向けた取組を展開する。ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて、継続した研究・研修・推進を図っていく。

3. 「フェアワーク」推進の取り組み

- (1) 組織内における多様な働く仲間の処遇改善と組織化に向けた取り組みの先行事例の提供と情報共有により「職場から始めよう運動」の着実な取り組みを推進するとともに、「連合アクション」とも連動し社会的波及につながる運動を展開する。
- (2) 多様な働く仲間の課題解決に向けた各種団体との連携を強化する。
- (3) 若者に対するワークルール周知に向けた実用性のある器材を作成する。

4. 連合労働相談対応の強化に向けた取り組み

- (1) 新労働相談体制（労働相談ダイヤルの集中化）に伴う課題を抽出し、労働相談対応力向上、強化につながる体制を改めて整備する。本部（フェアワーク推進セ

ンター、組織拡大局）、各拠点労働相談センター、各地方連合会との連携を強化し組合づくりへの展開を模索する。

- (2) 毎月労働相談共有会などを通じた労働相談対応者のスキルアップ、労働相談の傾向分析と実態を正確に把握し連合の政策へ反映させる。
- (3) 労働相談自動会話プログラム「ゆにボ」など労働相談窓口の定期的なメンテナンスと着実な運用を進める。

【推進分野－１】

社会連帯を通じた平和、人権、社会貢献への取り組みと次世代への継承

1. 2022 年度の取り組みで実施・達成された内容

- (1) 「ゆにふぁんマップ」の改善および、NPOと共同したイベントの開催による、ゆにふぁんの認知度向上の取り組みを行った。
- (2) 2022 年度「連合・愛のカンパ」中央助成 65 団体、地域助成 53 団体の計 118 団体へ合計 87,750,000 円を助成した。
- (3) ロシアのウクライナ軍事侵攻に対する取り組みとして、特設ホームページを開設しアピールボードアクションなどを掲載することや救援カンパとして 46,488,131 円を集約し、国連UNHCR協会と日本ユニセフ協会に供出した。
- (4) 平和 4 行動について、3 年ぶりに現地においてリアル開催を行うとともに、各平和集会をオンラインにて配信を行った。
- (5) 「世界人権宣言 74 周年記念東京集会」への参加や各省庁への要請行動など、部落解放中央共闘会議と連携して人権侵害救済法（仮称）の制定に向けた取り組みを行った。
- (6) 5～8 月に設定している「就職差別撤廃取り組み期間」において、構成組織、地方連合会の差別撤廃に向けた取り組みについて集約、取り組みを促進した。
- (7) 「防災国民大会（ぼうさいこくたい）2021」へ出展し、連合の自然災害に対する取り組みを周知することや、防災・減災を目的に「2022 連合・防災セミナー」を実施した。
- (8) 連合本部・事業継続計画（BCP）について、新型コロナウイルスの感染状況、政府などの対応動向などを踏まえ適時更新した。

2. 残された課題

- (1) 「ゆにふぁん運動」を通じ、労働組合による社会貢献活動のさらなる周知・拡散および活動への参加につなげる取り組み
- (2) カンパ金の新たな集約方法の検討・実施
- (3) 多様化する今日的な人権に関わる諸課題について、関係各局と連携した運動の展開

2023 年度活動計画（案）

1. 支え合い助け合い運動の推進

- (1) ・ゆにふぁんを通じ、労働組合による社会貢献活動の認知度向上に向けた効果的な情報発信に取り組む。
 - ・組織内を中心に、ゆにふぁんを活用した好事例の展開により、参加につなげ、ゆにふぁんマップの拡充に取り組む。
 - ・2 年に 1 回予定されているゆにふぁんフォーラムの実施とゆにふぁんレポートの発行、および評価委員会設置に向けた具体的な検討を進める。
- (2) 「連合・愛のカンパ」の支援団体の活動を連合HPで紹介するなど、日常的なつながりを深める。また、コロナ禍で活動が制限されている団体などの「連合・愛のカンパ」と「ゆにふぁん」の有機的連携をはかる。
- (3) カンパ金の新たな集約方法を検討・実施する。

2. 平和運動の推進

- (1) 連合平和4行動については、参加定員に制限があることから、より多くのオンライン視聴参加を要請するとともに、戦争の実相をより多くの組合員に語り継げるよう関係団体と連携をはかりつつ、さらなる情報提供・周知に取り組む。
- (2) 平和関連政策の実現に向けて、関係地方連合会などと情報共有をはかり、適宜議論を進める。
- (3) 竹島学習を推進し、固有の領土である竹島返還運動を強化する。平和行動in根室の集会において、連合中国ブロックと協力し竹島問題のPRおよび正しい認識と重要性について訴える。

3. 多様化する人権に関わる課題への対応

- (1) 人権セミナーを開催するなど多様化する今日的な人権に関わる諸課題について問題意識を共有し、各局連携した運動の展開をはかる。
- (2) 就職差別の撤廃や北朝鮮による日本人拉致問題などの継続課題について、関係団体とさらなる連携を深めるとともに、情勢報告や学習器材の提供を行う。
- (3) 島根県の「同和問題青年団体研修実行委員会」「人権・同和問題を考える女性の集い」への参画を継続する。また、就職差別撤廃やSNSでの誹謗中傷問題など「部落解放・人権政策島根県実行委員会」と連携し対応していく。

4. 自然災害への取り組み強化と事業継続計画（BCP）の策定

- (1) 自然災害に対して、該当地方連合会と連携し早期に対応する。
- (2) 環境変化におけるボランティア活動など支援のあり方について、JVOADなど関係諸団体との地域での連携強化をはかるとともに、防災・減災に向けて日常的に情報を共有できる取り組みを進める。
- (3) 連合本部・事業継続計画（BCP）策定・更新と運用サイクル（教育・訓練など）の実践、地方連合会とのさらなる連携を行い、必要に応じて構成組織とのノウハウの共有をはかる。
- (4) 県内での自然災害発生の際に、連合のスケールメリットを活かしたボランティア支援などの連帯活動を組織的に実践するため策定した、連合島根「ボランティア基本計画」に基づきボランティア派遣など積極的な対応を図る。また、連合本部及び中国ブロックからの災害復旧支援ボランティア要請等に積極的に対応する。また、山陰地方における風水害、太平洋地域における南海トラフ地震を想定し、連合島根・鳥取・徳島・高知の4地方連合会で別途締結した相互支援協定に基づき必要な支援体制等の整備を進める。

【推進分野－２】

健全な議会制民主主義と政策実現に向けた政治活動の推進

1. 2022 年度の取り組みで実施・達成された内容

- (1) 立憲民主党、国民民主党それぞれとトップ懇談の枠組みをつくり、政策課題や第 26 回参議院選挙に関して、2022 年 2 月末以降、概ね月 1 回のペースで意見交換を行った。
- (2) 「連合の政治方針」に則り、2021 年 10 月の第 49 回衆議院選挙、2022 年 7 月の第 26 回参議院選挙において、働く者・生活者の立場に立つ政治勢力の拡大に向けて取り組んだ。また、関係局と連携しながら、政治分野における男女共同参画の推進や投票率の向上等に取り組んだ。
- (3) 2018 年 9 月以来となる「連合 政策・制度推進フォーラム（連合フォーラム）」総会（第 3 回）を 2022 年 3 月に開催した。また、選挙結果等を受けて入退会の手続きを行った。
- (4) 2022 年 2 月に「連合出身議員政治懇談会」が設立された。それに向けて、かつての連合組織内議員懇談会の会員議員と連携しつつ、側面的に支援を行った。
- (5) 政治研修会の開催、政治活動マニュアル第 5 版の発行等を通じて、公職選挙法をはじめ法令遵守の徹底や、ネット選挙の周知・促進等をはかった。
- (6) 参議院改革協議会や、政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟（超党派）等の動向把握に努め、情報発信を行った。

2. 残された課題

- (1) 「連合の政治方針」で掲げる「連合の求める政治」の実現のための働く者・生活者の立場に立つ政治勢力の拡大
- (2) 第 20 回統一地方選挙に向けた取り組み
- (3) 主権者教育や政治分野における男女共同参画のさらなる推進

2023 年度活動計画（案）

1. 政治活動の基本

- (1) 目的と政策を共有する政党・政治家との連携を強化し、政権を担い得る政治勢力の拡大をはかる。
- (2) 連合の今後の政治活動のあり方について、「連合の政治方針」にもとづいて各構成組織・地方連合会との対話活動を進める。

2. 政治活動の推進

- (1) 第 20 回統一地方選挙に向けて「対応方針」を策定し、地方自治体・地方議会における働く者・生活者の立場に立つ政治勢力の拡大に取り組む。
- (2) 国政選挙の補欠選挙等が実施される場合には、「連合の政治方針」に則り、当該地方連合会と連携して選挙活動を行う。
- (3) 「連合出身議員政治懇談会」との連携を軸に据え、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて協働して取り組む。
- (4) 「連合 政策・制度推進フォーラム（連合フォーラム）」の政策勉強会の活用

策を再整理・再提起するとともに、関係局と連携しながら、めざす社会像の構築のための議論を進める。

3. 健全な議会制民主主義の実現に向けた政治改革への取り組み

- (1) 指定された場所以外での投票も可能とする電子投票制度の導入をはじめ、国民の権利保障に資する投票環境の整備に取り組む。
- (2) 参議院制度改革や、政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟(超党派)等の動向把握に努め、さらなる提言・要請活動を模索・検討する。
- (3) 主権者教育、投票行動、インターネット選挙運動の重要性を解説した器材を作成する。
- (4) 政治活動マニュアルの特別編として「国会のしくみ」・「国民投票法のしくみ」を作成する。

4. 地方政治の活性化

- (1) 「組織内議員拡大マニュアル～地方議員をつくろう!～」を改訂するとともに、地方政治の重要性をまとめた学習会資料を作成する。
- (2) 地方政治における男女共同参画の推進に取り組む。
- (3) 各地方連合会の協力を得つつ、それぞれが有する議員懇談会等との直接の意見交換の場を設ける中で、地方における政策実現力の強化はもとより、なり手不足の解消や議会運営の見直しをはじめ地方政治の活性化に向けた有効策を検討し、「政策・制度 要求と提言」への反映を進める。
- (4) 2023 年 10 月までに実施される国政選挙、統一地方選挙をはじめとする地方選挙では、構成組織、地方連合会、地域協議会が積極的に連携をはかり、推薦候補者全員の当選に向けて取り組む。
- (5) 各種選挙に各構成組織は、組織内候補者を積極的に擁立する。
- (6) 連合島根においても連合統一候補(A 型推薦候補)の擁立を視野に、政治団体「連合みんなの会」の活動を継続し、議論を深める。
- (7) 連合島根は 2018 年 8 月に発足した「連合島根推薦議員懇談会」を定期開催するとともに、連合島根の重点課題および政治方針など課題に応じて連携強化を図る。
- (8) 推薦県議会議員との定期協議を引き続き定例県議会前に開催するとともに、各地協および地区会議においても同様に連携を強化する。
- (9) 「地方における政策実現力の強化策検討のためのPT」の報告書および「組織内議員拡大マニュアル」・第26回参議院議員選挙アンケート結果をもとに、働く者の立場に立つ政治勢力の拡大に取り組む。

<首長選挙予定>

市町村名	任期満了日
西ノ島町	2023 年 2 月 8 日
島根県知事	2023 年 4 月 29 日

<市町村議会議員選挙予定>

市町村名	任期満了日
知夫村	2023 年 4 月 29 日
島根県議会	2023 年 4 月 29 日
海士町	2023 年 4 月 30 日
益田市	2023 年 9 月 8 日

【推進分野－３】

ディーセント・ワークの実現に向けた国際労働運動の推進

1. 2022 年度の取り組みで実施・達成された内容

- (1) 2022 年 7 月 19 日に未批准であった I L O の中核的労働基準である第 105 号条約が批准された（発効は 2023 年 7 月 19 日）。
- (2) ミャンマーなどの人権・労働組合権の擁護および民主化支援強化に向けた外務省への要請、関係する国会議員との意見交換などを実施した。
- (3) ミャンマー労働運動支援連絡会と日常的に連携するとともに、J A M 加盟・在日ビルマ市民労働組合主催シンポジウムおよび明治大学国際労働研究所主催ミャンマー民主化セミナーの開催に協力した。
- (4) I T U C からの要請にもとづき、ミャンマーおよびウクライナへ国際連帯資金などを通じた支援を行った。
- (5) 「ビジネスと人権」関連の政府主催諸会議（円卓会議、作業部会、経産省ガイドライン検討会）に参画し、労働組合の立場から意見反映を行った。
- (6) I T U C、O E C D－T U A C との連携のもと L7 サミット（ドイツ・ベルリン）に参加し、政策課題に対する連合としての意見表明や次期 L7 サミット（2023 年 4～5 月東京開催予定）主催ナショナルセンターとしての決意などを表明した。
- (7) ロシア独立労働組合連盟（F N P R）の I T U C 加盟資格に関し、I T U C 加盟組織間の分断を避けるための調査委員会の設置を提案し、同委員会に参加するとともにドイツ労働総同盟（D G B）などと意見交換を行った。また、O E C D－T U A C における F N P R 準加盟組織問題への対応を行った。
- (8) N G O－労働組合国際協働フォーラムを通じ、S D G s 実現に向けた N G O と労働組合の想いに関するホワイトボード・アニメーション動画を配信した。
- (9) 国際労働財団（J I L A F）を通じ、集団的労使関係にもとづく建設的労使関係の普及などをはかるための動画講義を提供した。

2. 残された課題

- (1) I L O 第 111 号条約の批准
- (2) ビジネスと人権に関する連合の「考え方」の策定
- (3) 各ナショナルセンターとの二国間協議の再開
- (4) 日系企業の進出が比較的多いアジア地域における、政労使を招集した建設的労使関係の構築に向けた二国間セミナーの開催

2023 年度活動計画（案）

1. 人権・労働組合権・民主主義の擁護・確立

- (1) 人権・労働組合権・民主主義が脆弱な国での民主的な労働運動を支援する。とりわけ、ミャンマーについては、ミャンマー労働組合総連盟（C T U M）との二組織間の支援、および、国際組織（I T U C、I T U C－A P、I L O）との協働関係の中で積極的な役割を果たすことにより、民政復帰と労働組合活動の正常化に取り組む。また、ロシアの軍事侵攻が長期化するウクライナについては、I T U C と連携し、自由労働組合総連盟（K V P U）や労働組合連盟（F P U）の支援を継続する。

- (2) ILO第111号条約の早期批准に向けた道筋を明らかにするよう、ILO議連との連携、日EU・EPAの市民社会共同対話の枠組みを通じた欧州労組との協働、ビジネスと人権関係諸会議での対応などを通じ、引き続き取り組む。公務員の労働基本権の回復に向けては、ILOへの定期報告制度を活用した取り組みを継続する。
- (3) 連合ビジネスと人権PTでの議論を継続し、連合としての一定の考え方を取りまとめる。ビジネスと人権関係の政府主催諸会議に引き続き参画し、労働組合の立場からの意見反映に努める。

2. 国際組織との連携強化

- (1) ITUC世界大会（2022年11月、豪州メルボルン）に積極的に参加し、連合のプレゼンスを強化するとともに、日本開催となるL7サミットを開催する（2023年4～5月）。
- (2) ILOアジア太平洋地域会議（2022年12月、シンガポール）における地域のディーセント・ワーク、労働者の権利の推進に資する議論に積極的に参加する。また、第111回ILO総会（2023年6月）で議論される予定の「質の高い見習い研修制度」の勧告策定や「環境的に持続可能な経済および社会に向けた公正な移行」に関する議題について、ITUCなどと連携し、労働者・労働組合にとってより良い結論となるよう積極的な対応を行う。
- (3) コロナ禍の影響も見極めながら、必要に応じてITUC加盟組織や近隣の主要ナショナルセンターとの二国間協議の実施を検討する。
- (4) アジア太平洋地域におけるディーセント・ワークの実現に向け、ITUCアジア太平洋地域組織（ITUC-AP）の諸活動（2023年後半期に予定されている地域大会含む）に積極的に参加する。
- (5) グローバルユニオンの活動および世界の労働運動をリードする欧州各国労組から情報収集し、国内の取り組みなどに活かす。
- (6) 「NGO-労働組合国際協働フォーラム」および「児童労働ネットワーク（CL-Net）」を通じて、NGOと連携・協働し、国際的な課題の解決に引き続き取り組む。

3. 労使紛争の未然防止および解決促進に向けた取り組み

- (1) ナショナル・コンタクト・ポイント（NCP）の運用改善と労使紛争の迅速な調停・解決を引き続き求める。
- (2) アジア地域の日系多国籍企業の無用な労使紛争の回避に向け、JILAFと連携した二国間セミナーの開催を検討する。
- (3) 海外での労使紛争解決に向けて、GUFs、構成組織と連携して問題解決を促進する。

【推進分野－４】

連合と関係する組織との相乗効果を発揮し得る人財の確保・育成と労働教育の推進

1. 2022 年度取り組みで実施・達成された内容

- (1) 本年初めて Rengo ユースター・カレッジを開校した。
- (2) 地方連合会、関係団体と協力し、新型コロナウイルス感染症対策を徹底の上、2021 年秋は 29 都道府県 31 会場、2022 年春は 23 都道府県 24 会場において、「ワークルール検定」を実施した。
- (3) 資料の収集機能・デジタル化等の充実、他労働アーカイブス（エル・ライブラリー）への支援を行った。
- (4) 在外公館に派遣している 8 名の外交官（連合アタッシュ）について、一時帰国休暇のタイミングなどをとらえ、外交活動や館務に関する聴取・フォローアップを実施した。また、国際的な場で活躍可能な人財を育成する観点から、J I L A F「第 6 回グローバル人材養成研修」に参加した。

2. 残された課題

- (1) 「総合的な人財戦略プログラム」における「人財バンク（仮称）」の創設に向けた検討と教育体系の整理
- (2) 「教育活動サポートのための講師リスト」の更新
- (3) 検定制度の社会的ポジションの向上に積極的に関与・協力していくとともに、業務のシステム化などによる運営体制を強化
- (4) 構成組織や地方連合会への各種研修への参画を促し、大学寄付講座など若年世代への労働教育の充実
- (5) 書誌のデジタル化などのさらなる促進、労働資料協議会会員との交流・連携強化
- (6) 在ミャンマー日本国大使館への新規派遣者の選考

2023 年度活動計画（案）

1. 連合運動を支える人財の確保と育成

- (1) 「総合的な人財戦略プログラム」での提言を受け、検討を進めてきた 5 つの対応策（①人財バンク（仮称）の創設・運営、②将来の担い手確保に向けた取り組み、③キャリアモデルの策定、④教育研修の充実および利用促進、⑤人財交流の促進）について、連合本部・構成組織・地方連合会・関係団体などと連携し、着実な実行に移す。
- (2) 労働運動を担う組合リーダーの育成として、本年初めて開校した Rengo ユースター・カレッジを引き続き開校し、中央・地方で次世代リーダー・女性リーダーを対象とした人財育成を推進する。
- (3) 労働運動を担う組合リーダーの育成として、Rengo ユースター・カレッジを新たに立ち上げて活用するなど、中央・地方で次世代リーダー・女性リーダーを対象とした人財育成を推進する。また、連合島根独自で「労働学校（仮称）」を立ち上げ、労働運動の歴史・賃金制度・政治活動などを学び、次世代リーダー育成

を推進する。

2. 連合と関係する組織と連携した人財・知見の活用

- (1) 様々な教育機関で輩出した人材をより活かすために、関係組織（連合総研、J I L A F、I L E C、労福協、労委労協、退職者連合など）と連携し、その知見をもとに、連合の政策・運動面での強化・充実をはかる。

3. 組織内外における幅広い労働教育の推進

- (1) ワークルールの一層の普及・促進に向けて、ワークルール検定業務をシステム化し、管理体制を整備していく。また検定事業の持続可能性や受検者の利便性向上に向けて、新たな検定方法の導入に向けた検討を進める。
- (2) 連合大学・大学院寄付講座、大学・高校出前講座など将来を担う若い世代への労働教育については、I L E C・地方連合会と連携し、充実・拡大に取り組む。また、Rengo ユースター・カレッジ、Rengo アカデミー、連合大学院など各種研修の積極的活用を構成組織や地方連合会に働きかける。

4. アーカイブス収集の充実

- (1) アーカイブス収集のさらなる充実のため資料のデジタル化を促進するとともに、他労働アーカイブスとの交流・連携を行う。

5. 国際人財の育成のための取り組み

- (1) 国際人財を育成するため、引き続き在外公館やI T U C、I T U C－A Pに人財を派遣する。加えて、国際的な場で活躍可能な人財を育成する観点から、J I L A F「第7回グローバル人材育成研修」をはじめ、オンラインでの研修プログラムなどの情報共有と積極的な参加への働きかけを強化する。

【運動分野を支える基盤強化】

1. 2022 年度の取り組みで実施・達成された内容

- (1) 新たな会費制度への移行については「中央会費制度 実行プラン」にもとづいて進めていくことを確認した。
- (2) 中央会費制度の導入に伴って整理すべき事項については「組織登録・交付金等のあり方に係る作業部会」および「地域ゼネラル連合（仮称）」創設に向けたPTにおいて検討していくことを確認した。
- (3) 中央会費制度実行プランにもとづき作業部会を設置し具体的検討を開始した。
- (4) 地協活動を再構成した「2つのコア活動」を各地協で取り組みを推進した。
- (5) 整理・見直した「地方ブロック連絡会運営要綱」にもとづく取り組みを推進した。
- (6) 関係4団体で責任者会議を開催しライフサポートセンターの今後のあり方検討の進め方などについて議論を行った。
- (7) 連合総研と共同で「労働組合の未来」研究会を設置し、労働組合の理解・共感・参加を高めるための議論を開始した。
- (8) 新たな窓口担当による構成組織や地方連合会との日常的なコミュニケーションを実施した。
- (9) 産業別・業種別部門連絡会の運営体制の見直しについて、議長・事務局長会議を開催して共有し、新たな運営体制のもとで取り組みを開始した。

2. 残された課題

- (1) 中央会費制度における会費単価区分の運用、登録人員の確定方法、地方連合会に対する交付金の交付基準などの課題整理
- (2) 再構成した地域協議会の活動について取り組み状況の把握
- (3) ブロック連絡会における構成組織との連携に向けたサポート
- (4) ライフサポートセンターの実態把握と課題解決の方向性の検討
- (5) 担当窓口による構成組織や地方連合会とコミュニケーションの充実
- (6) 産業別・業種別部門連絡会の議長・事務局長会議での各部門連絡会の開催状況などの共有化
- (7) 構成組織や地方連合会の負担軽減につながる連合本部内の調整機能の強化や効率的な業務遂行
- (8) コロナ禍を踏まえ、連合全体としてのコミュニケーション深化策、効果的な活動のあり方等についての検討

2023 年度活動計画（案）

1. 持続可能な財政の確立に向けた取り組み

- (1) 会費単価区分の運用を含む組織登録の課題、地方交付のあり方をはじめとする、中央会費制度の導入に伴って整理すべき事項について、「組織登録・交付金等のあり方に係る作業部会」および「地域ゼネラル連合（仮称）」創設に向けたPTにおいて整理のうえ検討を重ね、全体合意へと結び付けていく。
- (2) 連合本部・地方連合会・地域協議会の会計管理体制（内部統制）強化や透明性向上に継続的に取り組む。

- (3) 政策活動資金の取り組みは当面継続することとし、毎年の扱いは企画委員会を中心に議論する。
- (4) 連合本部・地方連合会・地域協議会の財政の一体的公表に向けた諸準備を進めていく。

2. 地方・地域の連合運動の活性化と構成組織との連携強化

- (1) 地域協議会の活動については、再構成した「全国で統一的に取り組む2つのコア活動（①連合組織内の連携を強化するための活動、②地域で働くすべての仲間を支えるための活動）」と「各地域の特色を活かした活動」において、全国台で足並みをそろえた取り組みとなるよう各ブロックで地協活動推進会議を開催する。
- (2) 「地方ブロック連絡会運営要綱」にもとづく運用となるよう地方ブロック連絡会に対して働きかけ、地方・地域における連合運動への積極的な参加を促すとともに、組織拡大での連携、ジェンダー平等の推進、若手リーダーの交流などを行っていく。
- (3) 関係4団体（労働金庫、こくみん共済coop、労福協、連合）での連携を継続し、「地域に根ざした顔の見える運動」の推進のため、ライフサポートセンターが担う機能について具体的な検討（調査等）を実施し、今後のあり方について方向性を示していく。
- (4) 連合島根内の地域協議会改革について

本部方針に基づく地域協議会の活動領域見直しとともに、より地域協議会の活性化と島根県内をカバーする運動体と進化していくべく地協改革に取り組む。

①地協担当エリアの変更

西部地域協議会大田地区会議を第18回定期大会（2023年）より中部地域協議会に編入することを確認している。円滑な組織変更と編入が行われるよう当該地協と連携し整理を行う。

②安来地区における運動基盤の整備

東部地域協議会に安来地区会議（仮称）の設置を行うべく、体制整備を加速する。

3. 連合全体の組織力の強化とコミュニケーションの充実

- (1) 連合・連合総研「労働組合の未来－理解・共感・参加－」研究委員会において調査研究を進め、成果の適宜発信をはかる。
- (2) 担当窓口による構成組織や地方連合会との日常的なコミュニケーションを充実するとともに、会長・事務局長による構成組織・地方連合会への出前対話活動（仮称）を実施する。構成組織や地方連合会との組織的な対話活動に際しては、WEB会議システムなども活用して開催機会や参加方法の多様化をはかる。
- (3) 「産業別・業種別部門連絡会」については、産業・業種に関する取り組みを充実・深化させる場とし、議長・事務局長会議を開催し、各部門連絡会の開催状況などについて共有化をはかる。
- (4) 引き続き企画委員会を中心に運動資源の有効活用や効果的な活動の遂行などを点検する。
- (5) 連合本部は、各局の調整機能の強化や一元管理、諸会議の開催方法などを工夫し、構成組織や地方連合会の業務削減につなげる。